

特定相談支援事業・障害児相談支援事業

相談支援専門員がご本人とご家族等の思い・生活状況等を聞き取り、具体的な支援内容を織り込んだ計画を作成します。また、定期的に見直し（モニタング）を行い、適切にサービス利用ができていないかどうか、生活状況に変化はないかなどの確認を行います。

対象

障がい児、または発達に心配のある児。障害者手帳の有無は問いません。

内容

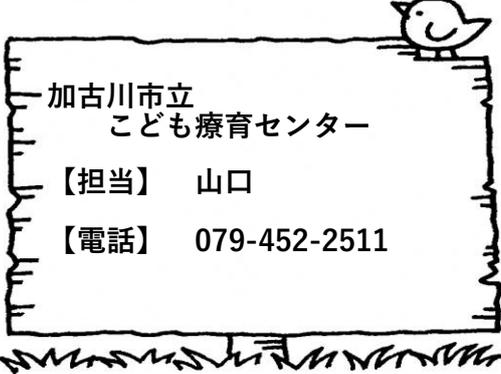
障がい児等が障害児通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービスなど)をはじめとした福祉サービスを利用する前に障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

費用

相談支援事業に係る費用の自己負担はありません。全額公費です。

利用手続きの進捗状況により、支援開始までに時間を要することがありますので、ご了承ください。

お問合せ先



加古川市立
こども療育センター
【担当】 山口
【電話】 079-452-2511